

第21期 第1回福岡県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和2年12月4日(金) 13時55分～15時05分

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 出席者
福岡県内水面漁場管理委員会委員 10名

4 臨席者
福岡県農林水産部水産局水産振興課 2名
水産海洋技術センター内水面研究所 1名
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名
福岡県内水面漁業協同組合連合会 1名

5 議題及び議決内容

(1) 仮議長の選任について(協議)

(説明)

慣例により、林参事が選任された。

(主な質疑や意見)

特になし

(2) 会長の選任について(協議)

(説明)

中園委員が選任された。

(主な質疑や意見)

特になし

(3) 副会長の選任について(協議)

(説明)

佐々木委員が選任された。

(主な質疑や意見)

特になし

(4) 福岡・佐賀両県合同漁場管理委員会委員の選出について(協議)

(説明)

中園会長、佐々木副会長、古賀委員、各務委員及び望岡委員が選出された。

(主な質疑や意見)

特になし

(5) 福岡県ウナギ種苗特別採捕許可方針（案）について（協議）

（説明）

資料5に沿って県水産振興課から説明があり、協議の結果、原案のとおり許可方針を承認することが議決された。

（主な質疑や意見）

①委員：無許可の場合、一般の人を含めて一律に3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金が課せられるのではないか。

県：内水面漁協の組合員が漁業権漁場内で採捕した場合は特別採捕許可がないと6月以下の懲役又は10万円以下の罰金が適用される。内水面漁協の組合員が当該漁業権漁場外で無許可で採捕した場合は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金が適用される。

②委員：光力制限の根拠は。

県：光が強いから集魚効果があるかというところというわけではない。

委員：光が届く範囲を狭めて乱獲を防ごうということだろう。

委員：暗いとシラスウナギが見えないので、ある程度の光力は必要。

(6) その他

なし